



長野県報

8月18日(月)
平成26年
(2014年)
第2599号

目 次

告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	1
道路の区域決定及び関係図面の縦覧(道路管理課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2
包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間(監査委員事務局)	2

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(3件)(県民協働課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課サービス産業振興室)	3
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	4
一般競争入札(企業局)	4



長野県告示第411号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成26年8月18日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	平成29年9月1日

医療推進課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年8月18日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路 線 名 403号

(3) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
千曲市大字屋代字城ノ内1358番の1地先から千曲市大字雨宮字町浦336番の1地先まで	m 6.6~24.3	km 0.3399

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 森篠ノ井線

(3) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
千曲市大字雨宮字大宮24番の1地先から千曲市大字雨宮字町浦420番の4地先まで	m 5.0~15.1	km 0.3528

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成26年8月18日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字雨宮字北野755番の1地先から 千曲市大字雨宮字町浦336番の1地先まで	旧	m 5.0~17.1	km 1.2115
千曲市大字雨宮字北野755番の1地先から 千曲市大字屋代字大境1303番の1地先まで	旧	m 16.0~33.4	km 0.8139
千曲市大字雨宮字北野755番の1地先から 千曲市大字屋代字大境1303番の1地先まで	新	m 16.0~33.4	km 0.8139

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成26年8月18日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中野飯山線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字田上字川端138番3地先から 中野市大字岩井字西川原1956番2地先まで	旧	m 20.3~35.9	km 1.3709
同上	新	m 18.0~30.7	km 1.3709

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月1日まで、

長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成26年8月18日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

- 1(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
千曲市大字屋代字城ノ内1358番の1地先から
千曲市大字雨宮字町浦336番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年8月18日
- 2(1) 路線名 森篠ノ井線
- (2) 供用を開始する区間
千曲市大字雨宮字大宮24番の1地先から
千曲市大字雨宮字町浦420番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成26年8月18日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年9月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般的縦覧に供します。

平成26年8月18日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

- 1 路線名 中野飯山線
- 2 供用を開始する区間
中野市大字田上字川端138番3地先から
中野市大字岩井字西川原1956番2地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成26年8月19日

道路管理課

長野県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年8月18日

長野県監査委員

吉澤直亮
田口敏子
上野紘志
垣内基良

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
鹿住倫世	東京都豊島区池袋本町2丁目29番地10号
伊澤賢司	東京都板橋区赤塚新町2丁目12番4号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成26年8月7日から平成27年3月31日まで

監査委員事務局

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護家族サポートセンター・レインボーハウス
- 3 代表者の氏名
松丸 道男
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字栗佐806番2号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害児者や高齢者を抱える家族を支えることを中心に活動する。その為に必要な介護家族のニーズの把握から障害者（特に高齢障害者）・高齢者の生活支援、介護サービス、権利の擁護、そして生活環境に関する事業と支えあう協同のネットワークづくりを行い、福祉及び地域環境の改善・発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

れに関連する事業を行ない、地球温暖化防止と森林再生とが両立する持続可能な地域社会の構築を促していくとともに、スローなライフへの変革や地域経営の活性化、地域産業振興に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人辰野自立生活支援の会あかり
- 3 代表者の氏名
渡辺 美江
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡辰野町大字赤羽100番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域に住むすべての人々が自立していきいきと生活していく社会の実現を図るため、家事・介護・配食・ミニディサービス等の自立支援、子育て支援等在宅福祉サービス事業といきがいづくり事業、それに係る人材育成等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があるので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成26年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ飯田店
飯田市鼎名古熊2469ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ユニー株式会社
愛知県稲沢市天池五反田町1
- 3 変更する事項

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年8月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成26年8月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所
- 3 代表者の氏名
竹垣 英信
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市荒井区通り町1番地22通り町第一ビルB1F市民ひろば内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、より多くの人々に対して、建材からエネルギーまでを含めた森林資源の総合利用、特に木質バイオマスの利用拡大による二酸化炭素の排出抑制対策に関する普及・啓発事業及びこ